

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

(平成24年4月1日適用)

資本関係又は人的関係のある会社同士が同一の入札に参加することは、公正な入札が阻害される恐れがあることから、適正な入札の執行を確保するため、下記のとおり入札への参加を制限します。

記

(1) 入札参加の制限事項

資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者の関係が「(2) 基準」に該当する場合には、「(3) 基準に該当する場合の取り扱い」に掲げる取り扱いを行なうものとする。

(2) 基準

以下の から までのいずれかに該当する場合。

資本関係にある場合

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社((会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係にある場合

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる関係の場合

ア 複数の法人又は個人により構成される事業協同組合等とその組合を構成する法人又は個人

イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が親子の関係である場合

エ その他上記 ア又は イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者のした入札(基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は、入札参加資格がない者が行なった入札として無効とする。

ただし、入札書の提出期限までに、基準に該当する者のうち、1者を除く全ての者が辞退届を提出した場合は、残る1者の入札は無効とはならないものとする。

(4) 留意事項

入札関係者の関係が基準に該当する場合で、この取り扱いを遵守する目的で辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることに差支えないものとする。

(5) 適用

この取り扱いは、平成24年4月1日より適用する。